

「泊発電所原子力事業者防災業務計画」の主な修正内容について

項 目	修 正 内 容
組織変更に伴う修正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 泊発電所防災・安全対策室の設置による変更 ・ 泊発電所および本店における原子力防災組織の体制見直しによる変更
緊急事態を判断する際の基準への解説の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態を判断する際の基準について、社内規程に定める解説を追加
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策所の整備に伴う変更 ・ 原子力防災資機材他の数量の変更 ・ 原子力事業者間協力協定改正による変更 ・ 様式の充実化、表現の適正化による修正等

（参考：原子力事業者防災業務計画の主な内容）

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、基本構想、計画の運用と修正及び定義について定める。
第2章 原子力災害予防対策の実施	原子力防災組織の設置、原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備、通報や業務に必要な設備及び資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施並びに国、地方公共団体、地元防災関係機関との連携等について定める。
第3章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施、非常配備体制発令時の防災センターへの要員派遣など緊急事態応急対策等について定める。
第4章 原子力災害事後対策の実施	発電所の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員等の派遣等について定める。
第5章 その他	他の原子力事業者への協力について定める。